

## 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ

平成 2 5 年 8 月  
薬物乱用対策推進会議

※ 下線部分は合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策に基づくもの

## 目標 1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

### (1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

#### A 【施策の内容】

##### (学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化)

##### 文部科学省

- ・ 小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知に努めた。
- ・ 平成20年3月に告示された小学校及び中学校学習指導要領が、小学校は平成23年4月、中学校は24年4月から全面実施されたことを踏まえ、「体育」、「保健体育」における薬物乱用に関する内容については、人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導の充実を図るよう周知に努めた。また、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用され、大麻及びMDMAの有害性・危険性に関する指導内容の充実が図られていることについて周知に努めた。
- ・ 薬物乱用防止教室の成果及び課題の検討を行うために、児童生徒等の薬物に対する意識等、学校の薬物乱用防止に関する指導実施状況について調査を実施した。

##### (薬物乱用防止教室の充実強化)

##### 警察庁・厚生労働省・文部科学省・財務省

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性についても講演を行った。

##### 警察庁・厚生労働省・財務省

- ・ 薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーの活用、薬物の標本やパネル等の展示などにより、薬物乱用防止教室の指導効果の向上を図った。〔平成24年度予算5,962千円：警察庁、66,050千円：厚生労働省〕

##### 文部科学省

- ・ すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校においても積極的に薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力も得つつ、その指導の一層の充実を図るよう周知に努めた。

##### 警察庁・文部科学省・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の開催に伴う講師確保のため、薬物乱用防止教育認定講師の派遣等を依頼しているラ

イオンズクラブ国際協会との緊密な連携を推進した。

## **(薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の作成・配布、活用促進)**

### **厚生労働省・文部科学省**

- ・ 若年層の大麻や合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用が問題となっていることから合法ハーブ等と称して販売される薬物の情報を充実させたり、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説したりした薬物乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、すべての小学5年生、中学1年生、高校1年生及び高校3年生に配布した。〔平成24年度予算74,953千円：文部科学省、18,249千円：厚生労働省〕
- ・ 各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道府県等の関係機関に利用の促進を促した。

### **文部科学省**

- ・ 国、地方公共団体等において作成・配付した教材等の活用の促進を図るため、教材等の使用について関係機関との連携の充実を図るよう、地方公共団体に指導した。
- ・ 地方公共団体において、児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の適宜作成・配布に努めるよう指導した。
- ・ (公財)日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るために全国3か所で研修会を開催した。

### **警察庁**

- ・ 規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性等について理解させるなど、薬物乱用防止に関する啓発活動を効果的に行うためのパンフレットを作成し、学校等に配布した。〔平成24年度予算2,840千円〕

## **(教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修機会の拡充)**

### **文部科学省・厚生労働省・警察庁**

- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成配布した。〔平成24年度予算30,786千円の内数：文部科学省、28,085千円：厚生労働省〕
- ・ 教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健研究大会」、「全国養護教諭研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。〔平成24年度予算16,010千円の内数：文部科学省〕
- ・ 薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。〔平成24年度予算30,786千円の内数：文部科学省〕

### **文部科学省**

- ・ 効果的な実践のための指導の充実を図るため、教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する効果的な研修の機会の拡充を図るよう指導した。
- ・ (公社) 日本薬剤師会の主催する薬物乱用防止教室の講師となる学校薬剤師の資質向上に向けた研修会等において連携を推進した。

#### **警察庁**

- ・ 学校関係者や都道府県警察の警察職員を対象とした研修等において、薬物乱用防止に関する講義を行い、薬物乱用防止教室等における職員等の指導効果の向上を図った。

### **(学校警察連絡協議会等の活用促進など学校と警察の連携強化)**

#### **警察庁・文部科学省**

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、学校関係者等との連携を一層強化するよう指導した。

### **(大学生等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の強化)**

#### **文部科学省・厚生労働省・警察庁**

- ・ 薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」を文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布した。  
〔平成24年度予算30,786千円の内数：文部科学省〕

#### **文部科学省**

- ・ 大学等において、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう指導した。
- ・ 大学の学生支援担当教職員の会議や研修会等において、入学時のオリエンテーションの活用、学生ハンドブックへの記載、講演会の開催などにより学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう要請した。

#### **警察庁**

- ・ 大学生等の間での大麻事犯等の蔓延を未然に防止するため、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合には、講習会等で警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説明するなど、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

## **B【施策の効果】**

#### **文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省**

- ・ 学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化により、覚醒剤などの薬物についてどのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではないと考える児童生徒の割合が高くなった。
- ・ 学習指導要領の改訂に伴い作成した指導参考資料及び生徒用啓発教材の配布並びに研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における薬物乱用防止に関する

指導・教育内容の充実強化が図られた。

- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用等の薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。
- ・ 各種啓発資料の作成・配布や講習会等の開催により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。
- ・ 各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。

## (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

### A【施策の内容】

#### (労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発の充実)

##### 厚生労働省

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の流行を受け、青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から、同薬物を「違法ドラッグ」と位置づけ、その記載を従来よりも充実させた薬物乱用防止啓発読本を、労働関係機関・青少年労働関係団体等に配付し、未成年労働者等を対象とした啓発活動を実施した。〔平成24年度予算4,953千円〕

#### (街頭キャンペーン等による啓発の充実)

##### 厚生労働省

- ・ 全国での街頭キャンペーンや主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

##### 警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、薬物乱用防止広報車を効果的に活用するなど、街頭キャンペーンを実施した。〔平成24年度予算5,962千円〕

### B【施策の効果】

#### 警察庁・厚生労働省

- ・ 多様な機会を効果的に利用した研修会、労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発や街頭キャンペーン等を実施した結果、有職・無職少年を含む若年層への薬物乱用防止に関する知識の普及が図られた。

## (3) 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化

### A【施策の内容】

#### (薬物乱用防止指導員の資質の向上)

##### 厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成・配付した。〔平成24年度予算28,085千円〕

## (少年やその保護者等を対象とした薬物乱用防止に関する啓発)

### 厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止指導員協議会が主体となり、全国2カ所において小学生、中学生及び高校生並びにその保護者等を対象とした、地域における薬物乱用防止についての対話集会を開催した。〔平成24年度予算2,641千円〕
- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一端として、全小学6年生保護者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成・配付した。〔平成24年度予算9,361千円〕

### 警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、薬物乱用防止広報車を効果的に活用するなど、街頭キャンペーンを実施した。〔平成24年度予算5,962千円〕

### 文部科学省

- ・ (社)全国高等学校PTA連合会が全国の高校1年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を推進した。

## (薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

### 警察庁

- ・ 進学・進級時における少年の非行・被害防止に関する通達を発出し、関係機関と連携した補導活動の強化や、少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を依頼した。

## (各種ボランティア団体との連携強化)

### 厚生労働省・文部科学省

- ・ 薬物乱用防止に関する講習会等の後援や講師の派遣を行うなど各種ボランティア団体との連携を図るとともに啓発読本等の提供を行った。

## B【施策の効果】

### 警察庁・厚生労働省

- ・ 広報啓発等の各種活動を推進したことにより、少年やその保護者等の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与するとともに、地域における薬物乱用防止に関する指導の充実及び家庭における薬物乱用防止教育の充実が図られた。

## (4) 広報啓発活動の強化

### A【施策の内容】

#### (薬物乱用防止に関する広報啓発活動の推進)

### 内閣府・警察庁・厚生労働省・文部科学省・財務省

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用したことによる健康被害が多発している状況をうけて、ポスターとチラシを作成・配布した。

### 厚生労働省・警察庁

- ・ 小学生、中学生及び高校生等を対象とした薬物乱用防止に関するポスター等の作

成や街頭キャンペーン等を実施し薬物乱用防止に関する規範意識の醸成を図った。

#### 文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。  
〔平成24年度予算30,786千円の内数〕

#### 厚生労働省

- ・ 薬物乱用の恐ろしさについてラジオ、雑誌、携帯電話などの媒体を活用した啓発活動を行った。
- ・ 薬物乱用防止に関する広報活動の充実強化のため、関係省庁と連携し、各種啓発資材の配布等に関し効率的な運用に努めた。
- ・ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターを通じて、ポスター、パンフレット、啓発用読本等各種資材の作成、啓発用インターネットホームページ、薬物乱用防止キャラバンカーの運行、地域における対話集会や各種キャンペーンの実施等、官民一体となった啓発活動を展開した。
- ・ 全国での街頭キャンペーンや主要7都市における薬物乱用防止運動の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用から、健康被害が多発している状況を受けて、青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から、同薬物を「違法ドラッグ」と位置づけ、ポスター及びチラシを作成し、都道府県、関係機関及び薬剤師会を通じて、夏休み期間に青少年が多く立ち入る場所へ配布をするとともに、厚生労働省ホームページに掲載し、利用を促した。
- ・ 新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発及び規制強化を周知する主旨のポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、利用を促した。
- ・ 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を開設し、個人輸入・指定薬物等に関連する健康被害事例等の収集、広報啓発ホームページ等を通じた消費者等への情報提供、及び消費者等からの相談対応を開始し、国民が一元的に個人輸入・指定薬物等の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした。

#### 法務省

- ・ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。〔平成24年度予算1,154千円の内数〕

#### 警察庁

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット等を活用して広報し、その周知に努めた。
- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成25年6月～7月）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。



## 消費者庁

- ・ 薬物乱用防止のための啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布を行った。

## (青少年及び青少年育成関係者への広報啓発活動の推進)

### 厚生労働省

- ・ 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」(平成24年10月～11月)、「不正大麻・けし撲滅運動」(平成24年5月～6月)、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」(平成25年6月20日～7月19日)を主催し、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭ビジョン等を活用した啓発活動を展開した。さらに『ダメ。ゼッタイ。』普及運動では、合法ハーブ等と称して販売される薬物を青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から、「違法ドラッグ」と位置づけ、その啓発を中心に街頭キャンペーンや野球場・サッカー場等の電光掲示板等を活用した啓発活動を実施し、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」においても、同薬物の啓発を中心に講演やトークショー等による啓発活動を実施した。〔平成24年度予算8,777千円〕

### 内閣府

- ・ 「子ども・若者育成支援強調月間」(平成24年11月)や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(平成25年7月)において、学校等の関係機関や民間団体、地域住民等が連携して、薬物乱用防止教室を開催するなどの広報啓発活動を積極的に推進したほか、青少年に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導に活用できる資料・データを内閣府の薬物乱用対策のホームページに掲載して啓発を行った。

### 警察庁

- ・ テレビ、新聞、ラジオ、ポスター等多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を推進したほか、「薬物乱用防止広報強化期間」(平成25年6～7月)等において、少年等に対し、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性について広報啓発活動を積極的に展開した。

## (「薬物乱用防止広報車」、「薬物乱用防止キャラバンカー」やインターネットの有効活用)

### 厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止キャラバンカーを全国1,276か所の学校や地域の行事等に派遣し、約12万4千人に対して薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。〔平成24年度予算66,050千円〕
- ・ 各種啓発読本等を厚生労働省のホームページに掲載した。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用から、健康被害が多発している状況を受けて、青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から、同薬物を「違法ドラッグ」と位置づけ、ポスター及びチラシを作成し、都道府県、関係機関及び薬剤師会を通じて、夏休み期間に青少年が多く立ち入る場所へ配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載し、利用を促した。

- ・ 新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発及び規制強化を周知する主旨のポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、利用を促進した。
- ・ 「あやしいヤクヅ連絡ネット」を開設し、個人輸入・指定薬物等に関連する健康被害事例等の収集、広報啓発ホームページ等を通じた消費者等への情報提供、及び消費者等からの相談対応を開始し、国民が一元的に個人輸入・指定薬物等の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした。

#### **警察庁**

- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。〔平成24年度予算5,962千円〕
- ・ ホームページ等を活用し、薬物乱用防止を呼びかける広報啓発活動を推進した。

#### **文部科学省**

- ・ 薬物乱用防止教育関連資料を文部科学省及び（公財）日本学校保健会、（独）日本学生支援機構のホームページに掲載した。

### **B【施策の効果】**

#### **厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・消費者庁・財務省**

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動及び研修会等において、薬物乱用の実態や危険性、相談機関の設置場所等の周知を積極的に展開したことにより、青少年自身の規範意識や国民の薬物根絶意識の醸成に成果を挙げるとともに、地域における薬物乱用防止活動が一層推進された。

### **(5) 関係機関による相談体制の構築**

#### **A【施策の内容】**

##### **(相談機関間の連携強化)**

#### **厚生労働省・警察庁・法務省**

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

#### **厚生労働省・警察庁**

- ・ 「再乱用防止対策講習会」において、薬物中毒・依存症者を抱える家族の支援活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家を招聘し、また、開催地区を代表する都道府県による講演を実施することにより、市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

#### **警察庁**

- ・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。
- ・ 少年相談の機会等を活用し、関係機関等と連携した継続的な指導、助言等を行った。

## 法務省

- ・ 少年鑑別所の「一般少年鑑別」の一環として薬物問題の相談に応じ、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加すると共に、パンフレットの配布を通じてその利用促進を図った。
- ・ 「一般少年鑑別」に応じる職員（鑑別技官）の心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術習得のための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

## （相談窓口の周知）

### 厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

### 厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、家庭裁判所、教育委員会、国立大学、民間団体等に配布した。〔平成24年度予算3,677千円〕
- ・ 「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、相談窓口の周知・利用促進を図った。

### 警察庁

- ・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口の電話番号を掲載したリーフレット等を配布するなどして、その利用促進を図った。

## （少年相談専門職員等の育成及び資質の向上）

### 厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を強化した上、再乱用防止対策を推進した。

### 厚生労働省

- ・ 「再乱用防止対策講習会」において、薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える支援活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家を招聘し、また、開催地区を代表する都道府県による講演を実施することにより、市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を強化した。

### 警察庁

- ・ 心理学等の専門的知識を有する少年相談専門職員や少年補導職員の確保、研修会や教養等の実施による資質の向上など薬物乱用に関する少年相談活動の充実に努めた。

## B【施策の効果】

### 警察庁

- ・ 相談機関の担当者や学校教育関係者等の参加による研修会の開催により、青少年の薬物問題について情報の共有と、関係者の質的向上が図られた。
- ・ 少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

### 法務省

- ・ 少年鑑別所において、「一般少年鑑別」を行うことにより、相談者の薬物問題に対する理解を深めさせた。また、他の相談機関との連携を強化し、パンフレットの配布等により、「一般少年鑑別」の相談窓口の周知が図られた。さらに、「一般少年鑑別」に当たる職員（鑑別技官）の研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。

### 【まとめと今後の課題】

平成24年度に実施した児童生徒の薬物に対する意識調査の結果は、平成9年、12年、18年の調査結果と比べると、覚醒剤などの薬物についてどのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではないと考える児童生徒の割合が段階的に高くなった。

平成24年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は148人で平成23年中と比較し、37人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合が低下した。また、学校種別に見ると中学生は3人、高校生は22人、大学生は18人（成人を含む。）であった。

少年の大麻事犯による検挙人員は67人で平成23年中と比較し、15人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合が低下した。また、学校種別に見ると中学生は0人、高校生は18人、大学生23人（成人を含む。）であった。

平成24年度中の薬物乱用防止教室の開催率は72.6%で平成23年度中と比較し、2.3ポイント増加した。うち小学校は65.9%、中学校は82.7%、高等学校は80.2%であった。

上記のとおり、児童生徒において薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は減少・低下傾向を示しており、体育科・保健体育科における指導に加えて薬物乱用防止教室の開催等の学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実及び広報啓発活動や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められる。

一方、20歳代については、大麻事犯の検挙人員は、減少傾向にあるものの、依然として年代別では最も多く、その割合が全体の約44%を占めている。こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実の強化については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬

物乱用防止教室の内容の充実に努める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に引き続き努める必要がある。

- 広報啓発活動については、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等についての国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。20歳代の若年層の構成比率が高い大麻については、有害性・危険性及び法規制等の正しい知識の啓発を引き続き実施する必要がある。

また、合法ハーブ等と称して販売される薬物を吸引等で使用したことにより、健康被害及び事件・事故の発生する事案が多発しており、これら薬物は極めて危険性が高いことから、販売を許さない環境づくりなど乱用防止の広報啓発を強化する必要がある。

- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、「一般少年鑑別」の一環として、薬物問題の相談にも応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努めるとともに、こうした相談に応じる職員の専門性の向上を図る必要がある。

<b>目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化 による再乱用防止の推進</b>
---

**(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実****A【施策の内容】****厚生労働省・法務省・警察庁**

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

**厚生労働省**

- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談担当者や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

**警察庁**

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

**厚生労働省**

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布したほか、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。〔平成24年度予算3,677千円：厚生労働省〕
- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、家族が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を継続して行った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

**B【施策の効果】****厚生労働省・警察庁・法務省**

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

**厚生労働省**

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動によって、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。

- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

## (2) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

### A【施策の内容】

#### 厚生労働省

- ・ 入院・治療を含め、幻覚・妄想状態を呈した薬物乱用者に対する精神医療の提供を推進した。
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。
- ・ 国立精神・神経医療研究センターにおいて、医師、看護師等を対象に薬物依存に関する研修を実施した。

### B【施策の効果】

#### 厚生労働省

- ・ 精神医療体制の整備により、幻覚・妄想状態等の精神症状を呈した薬物依存者に対する医療の提供を行うことができた。
- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。
- ・ 薬物依存・中毒に関する医療に携わる専門家の養成が図られた。

## (3) 薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等の充実

### A【施策の内容】

#### 厚生労働省・法務省・警察庁

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

#### 警察庁

- ・ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留期間中に配布・貸与するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

#### 法務省

- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施した。〔平成24年度予算4,423千円〕

#### 厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、

情報提供を行った。〔平成24年度予算3,677千円〕

- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。
- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、家族が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を継続して行った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。さらに平成24年度からはその対象を拡大し、依存症者の家族に対し、依存症について学習するための研修を行った。〔平成24年度予算6,931千円〕

## **B【施策の効果】**

### **厚生労働省・警察庁・法務省**

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

### **法務省**

- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対する講習会の実施により、当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察対象者の再乱用防止に効果を挙げた。

### **厚生労働省**

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。また、平成24年度から、依存症者の家族に対しても、依存症について学習するための研修を行うことで、依存症家族の支援を図った。

## **(4) 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化**

### **A【施策の内容】**

#### **法務省・厚生労働省**

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯の対象者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の対象者の就労確保を図った。〔平成24年度予算168,178千円の内数:法務省、260,130千円:厚生労働省〕

#### **法務省**



- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処遇を実施している更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護を委託したほか、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施を、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。〔平成24年度予算4,558,979千円の内数〕
- ・ 平成16年以降実施している自発的意思に基づく簡易薬物検出検査に加え、平成20年6月からは一定の条件を満たした覚醒剤事犯保護観察対象者について、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講を義務付け実施しているところ、薬物事犯保護観察対象者に対する断薬指導等を充実強化するための新たな処遇プログラムを開発し、平成24年10月から、一定の条件を満たした覚醒剤事犯保護観察対象者に導入している。〔平成24年度予算31,946千円〕
- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施した。〔平成24年度予算4,423千円：再掲〕
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図るため、覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施する保護観察官を対象とした薬物依存対象者対策研修を実施するとともに、薬物依存の回復等に関する外部専門家による保護観察官に対するスーパーバイズを実施した。〔平成24年度予算20,020千円〕
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者等に対する処遇の充実強化を図るため、精神科医等の薬物依存治療の専門家や民間の自助グループであるダルクの指導者等を構成員とした会議を開催し、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との効果的・実践的な連携方策について検討した。〔平成24年度予算2,453千円〕
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において薬物依存対象者地域支援連絡会議を実施した。〔平成24年度予算1,554千円〕
- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会（平成16年度に開催）での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。〔平成24年度予算57,712千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、平成21年、外部専門家の協力を得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラムの開発を始めるとともに、平成24年度からパイロット庁（女子）において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの試行を始めた。〔平成24年度予算1,179千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラー

による助言指導体制を整備した。〔平成24年度予算91,979千円〕

- ・ 薬物依存のある対象者に対して、刑事施設における施設内処遇及び更生保護官署における社会内処遇の充実強化と相互の連携を図るため、矯正局と保護局との共同開発により視聴覚教材を作成した。同教材の活用により、刑事施設においては、受講対象者の薬物依存離脱指導への動機付けを高めさせることとし、更生保護官署においては、覚醒剤事犯者等の薬物依存の問題を抱える保護観察対象者等に対して、依存からの回復についての理解促進を図ることとした。〔平成24年度予算6,465千円〕
- ・ 刑事施設長会同において、薬物依存離脱指導の徹底に努めるよう指示した。
- ・ 刑事施設における薬物乱用防止対策の推進に関する通知文書を発出し、薬物依存離脱指導の徹底等を指示した。
- ・ 矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。
- ・ 薬物依存離脱指導について、その対象者の選定や指導効果の前後比較等のための再犯リスクの評価ツールを平成21年度に開発し、調査に必要なマークシートを追加印刷した。〔平成24年度予算170千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の効果的な実施、更生保護官署と連携した指導実施体制の整備を図るため、全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。〔平成24年度予算657千円〕

## B【施策の効果】

### 法務省・厚生労働省

- ・ 平成24年度も引き続き、厳しい雇用情勢の中、公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

### 法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者については、更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護することにより社会復帰を促進させた。
- ・ 薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。
- ・ 簡易薬物検出検査が、覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムにおいて再発防止計画を策定させることにより、覚醒剤再乱用防止に効果を上げた。
- ・ 保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を向上させることにより、薬物依存のある保護観察対象者等の再乱用防止に効果を上

げた。

- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対する講習会の実施により、当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察対象者の再乱用防止に効果を上げた。
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携が強化された。
- ・ 76庁の刑事施設において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置した。
- ・ 薬物依存回復プログラムのワークブック及び指導マニュアルを策定し、当局が指定した庁において試行を開始した。

## **（５）民間団体等との連携強化**

### **A【施策の内容】**

#### **内閣府**

- ・ 薬物依存・中毒者の社会復帰を行っている医療機関・民間団体等に対してヒアリングを行うなど、実態の把握に努め、これら団体との連携について検討を行った。

#### **法務省**

- ・ 保護観察所において薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対する講習会を実施する際に、民間団体の関係者を講師として招いた。〔平成24年度予算4,423千円：再掲〕
- ・ 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、全国の保護観察所長に対し、関係機関と連携した積極的な家族会の開催について指示した。
- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処遇を実施している更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護を委託したほか、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施を、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。〔平成24年度予算4,558,979千円の内数：再掲〕

#### **厚生労働省**

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布したほか、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。〔平成24年度予算3,677千円〕

- ・ 「地域依存症対策支援事業」（平成24年度開始）を実施し、地域における効果的な薬物依存対策等を推進した。〔平成24年度予算44,520千円〕
- ・ 薬物中毒・依存症を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談担当者や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

## B【施策の効果】

### 内閣府

- ・ 薬物依存症者に係る医療機関・民間団体等の取組みへの理解を深めるとともに、今後の連携を図る上での課題等を整理することができた。

### 法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対する講習会の講師として民間団体の関係者を招くことにより、保護観察所と民間団体との連携が促進された。

### 厚生労働省

- ・ 再乱用防止講習会への民間団体等の招へいや、小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が強化され、再乱用防止を推進した。
- ・ 「地域依存症対策支援事業」（平成24年開始）において、薬物等の依存症対策に係る地域連携体制の構築と、薬物等の依存症患者の支援を行っている自助団体・家族会の活動支援や自助団体・家族会と協同した薬物依存症対策の実施等を通じ、地域における支援体制の在り方・行政機関の役割について検討し、民間団体等との連携を促進した。

## (6) 少年の再乱用防止対策の充実強化

### A【施策の内容】

#### 警察庁

- ・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、関係機関との連携を図り、薬物乱用少年に対する継続補導等のフォローアップを実施した。

#### 法務省

- ・ 保護観察対象少年及びその保護者の同意を得た上で、当該保護観察対象少年に対し、簡易薬物検出検査〔平成24年度予算31,946千円〕を実施した。
- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象少年の家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象少年への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施した。〔平成24年度予算4,423千円：再掲〕
- ・ 少年院において、薬物に依存した少年、薬物の使用経験がある少年を対象として、薬物問題指導プログラムを実施し、その充実化を図った。また、教育内容・教育方法を充実させ、職員の指導技術を向上させるという観点から、家庭裁判所等の関係機関の職員を招へいし、研究授業を実施して、効果的な薬物依存からの離脱方法に

ついて検討を行った。なお、平成24年度から指導重点施設を指定して、矯正教育プログラム（薬物指導）を開始した。〔平成24年度予算7,428千円〕

## **B【施策の効果】**

### **警察庁**

- ・ 少年サポートセンターが中心となり、薬物乱用少年に対する継続補導等の活動を実施し、少年の薬物乱用防止に貢献した。

### **法務省**

- ・ 覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねることにより、当該保護観察対象少年の断薬意志の維持及び促進につながった。
- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象少年の家族に対する講習会の実施により、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象少年への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察対象少年の再乱用防止に効果を上げることにつながった。

また、講習会の講師として関係機関の職員を招くことにより、保護観察所と関係機関との連携が促進された。

- ・ 少年院においては、薬物に依存した少年のほか、薬物経験のある少年を対象として、薬物の再乱用防止を念頭においた指導の充実化が図られた。また、医療機関や民間自助団体など関係機関の職員を招へいして指導を実施することで、薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に関する知見を得ることができた。

## **(7) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進**

### **A【施策の内容】**

#### **内閣府**

- ・ 薬物依存症対策等に関し、国内の若年層向け薬物再乱用防止プログラム等について調査研究を行い、理解を深めた。〔平成24年度予算4,476千円〕

#### **文部科学省**

- ・ 科学研究費において、薬物乱用防止教育に関連する研究を進めた。

#### **厚生労働省**

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存のメカニズム、薬物依存による精神疾患の治療、予防法に関する研究を実施した。〔平成24年度予算18,000千円〕
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握、司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究等を実施した。〔平成24年度予算18,000千円〕
- ・ 厚生労働科学研究において、依存症の治療や支援について、関係機関の連携・対応の実態、治療の効果等を調査分析する研究を実施した。〔平成24年度予算12,800千円〕
- ・ 厚生労働科学研究において、効果的な薬物依存症プログラムの開発に関する研究を実施した。〔平成24年度予算4,900千円〕

## B【施策の効果】

### 内閣府

- ・ 国内の若年層向け薬物再乱用防止プログラム等について調査研究を行い、効果や課題等を整理することができた。

### 文部科学省

- ・ 薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

### 厚生労働省

- ・ 全国の中学生及び児童自立支援施設等における、薬物乱用等の意識・実態等の状況が把握でき、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。
- ・ 薬物依存のメカニズム等の研究を実施し、治療薬の基盤作りを推進した。
- ・ 効果的な薬物依存症プログラムの開発を推進した。

## (8) その他

### ① (制度等の検討)

#### A【施策の内容】

##### 法務省

- ・ 薬物依存者の再犯防止を図るため、薬物事犯の刑期の一部を保護観察付執行猶予とすることにより、刑事施設における処遇に引き続き、これと連携した処遇を相応の期間社会内において実施することなどを内容とした「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」を第183回国会に提出した（第183回国会において可決、成立）。
- ・ 矯正局と保護局の担当者において「薬物事犯者の処遇における矯正施設及び保護観察所の連携の強化に係る打合せ会」を開催し、薬物依存離脱指導に係る刑事施設と更生保護官署における情報共有の方法等についての検討を実施した。
- ・ 全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、刑事施設及び保護観察所の指導担当者等が、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。〔平成24年度予算13,526千円の内数〕

## B【施策の効果】

### 法務省

- ・ 薬物依存離脱指導に係る刑事施設及び更生保護官署との情報共有を図る上での課題等を整理することができた。

### ② (処遇・支援等の充実)

#### A【施策の内容】

##### 厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分をつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。

## 法務省

- ・ 刑事施設における薬物乱用防止対策の推進に関する通知文書を発出し、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する情報の提供等を指示した。

## B【施策の効果】

### 厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止を支援した。

### 法務省

- ・ 未決拘禁者に対する、薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。〔平成24年度予算7,452千円〕

## ③（啓発・情報提供の推進）

### A【施策の内容】

#### 内閣府

- ・ 薬物依存の理解を深める資料や相談窓口に関する情報を内閣府の薬物乱用対策のホームページ掲載し、情報提供を行った。

### B【施策の効果】

#### 内閣府

- ・ 薬物の再乱用防止には、本人又は家族が薬物について充分理解し、早期に関係機関等への相談を行うことが重要であることから、それに役立つ情報等を薬物乱用対策のホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図ることができた。

### 【まとめと今後の課題】

「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物中毒・依存症者の治療・社会復帰に関わる行政機関や関係機関の専門家が意見交換等を行い、関係機関の連携の促進や薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物中毒・依存症に対する正しい知識・理解の向上を図る再乱用防止対策講習会の開催を、今後も継続していくことが必要である。

薬物中毒・依存症者の治療、社会復帰の支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症患者の支援を図っている。しかしながら、薬物乱用・依存の疫学調査は、その性質上、全容を解明することが難しく、様々な視点から長期にわたって調査することにより、正確な実態把握が可能なものである。治療プログラムの開発は、今後、多施設において実施することにより、事例を蓄積し、効果を検証する必要がある。

また、薬物依存のメカニズムに関してはいまだ未解明な部分も多く、これらについては、今後、一層の研究等を引き続いて実施することが必要である。

「地域依存症対策支援事業」（平成24年度より開始）において、薬物等の依存症対

策に係る地域連携体制の構築、薬物等の依存症患者の支援を行っている自助団体・家族会の活動支援や自助団体・家族会と協同した依存症対策の実施等を通じ、効果的な薬物等の依存症対策を促進した。

「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、依存症回復施設の薬物依存症への対応力向上を図り、もって依存症回復施設の薬物依存症への対応力を強化し、薬物依存患者への支援を図った。また、依存症者の家族に対しても、依存症について学習するための研修を行うことで、依存症家族の支援を図った。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、刑事施設及び保護観察所の連携の強化について改善策を検討することが必要である。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図るという観点から、効果的な処遇プログラムの作成に取り組み、指導教材、指導方法等の研究・開発に努めるとともに、引き続き、法務教官の指導力の向上を図る必要がある。

保護観察所において、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、覚せい剤事犯者処遇プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。

また、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物事犯保護観察対象者の引受人・家族に対し、民間団体の関係者を講師とする講習会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果をあげたことから、引き続き社会復帰の支援や民間団体等との連携を強化する必要がある。



### 目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

#### (1) 組織犯罪対策の推進

##### ① (薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

###### A【施策の内容】

###### 警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、統一的な戦略を推進した。

###### 厚生労働省

- ・ 統一的な戦略のもと、暴力団・外国人による薬物密売組織に対する取締りを実施した。

###### B【施策の効果】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 統一的な戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。

##### ② (薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

###### A【施策の内容】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突上げ等から、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。

###### B【施策の効果】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 大規模かつ広域的な覚醒剤等密売組織に対する徹底した情報収集等により、平成24年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等7,072人を薬物事犯により検挙した。

##### ③ (厳正な科刑の獲得)

###### A【施策の内容】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の積極的な適用を推進した。

###### 法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めるよう指示した。〔平成24年度予算555,496千円の内数〕

###### B【施策の効果】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第5条の積極的な適用に努めた結果、平成24年中、25件を適用し、暴力団構成員等の薬物密売組織に対する組織犯罪対策を推進した。

## 法務省

- ・平成24年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約57%が実刑となった。また麻薬特例法違反については、3年以上の懲役に処せられた者の割合が76%となっており、厳正な科刑が得られた。

### ④（捜査手法の活用等）

#### A【施策の内容】

##### 警察庁・法務省・厚生労働省

- ・組織的に敢行される薬物密売を解明するため、麻薬特例法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

#### B【施策の効果】

##### 警察庁・法務省・厚生労働省

- ・麻薬特例法の活用等により、暴力団構成員等の薬物犯罪組織の摘発を進め、組織を壊滅するなど、一定の打撃を与えた。

### ⑤（イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進）

#### A【施策の内容】

##### 法務省

- ・通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を習得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。〔平成24年度予算555,496千円の内数〕
- ・厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けており、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施し、上陸審査に活用している。

併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施しているほか、指紋の偽装に対する取組を強化している。

また、事前確認及び上陸審査時において、ICPO紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施している。〔平成24年度予算15,482,831千円の内数〕

- ・平成24年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、290人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った（5年間で退去強制手続を執った者は1,556人）。

首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に設置した摘発方面隊により、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成24年中は全国5,886

か所の摘発を実施した。〔平成24年度予算15,482,831千円の内数〕

#### **警察庁**

- ・ イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施した。
- ・ 関係機関と協力して、入管法違反外国人に対する取締りを強化し、平成24年中に2,436人を検挙した。

#### **厚生労働省**

- ・ イラン人等外国人組織による薬物密売事犯を摘発し、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売に関する実態解明に努めた。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・法務省**

- ・ 上陸審査の厳格化及び不法滞在外国人に対する着実な退去強制手続の実施により不法残留者数は、平成25年1月1日現在、前年より5,056人減少した62,009人となった。

#### **警察庁・厚生労働省**

- ・ 平成24年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は469人（うちイラン人は35人）であり、イラン人等の外国人薬物密売組織に一定の打撃を与えた。

### **(2) 犯罪収益対策の推進**

#### **① (薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)**

##### **A【施策の内容】**

#### **警察庁**

- ・ 平成19年4月、F I Uが国家公安委員会・警察庁に移管されて以降、多数の外国F I Uとの間で疑わしい取引に関する情報に係る情報交換枠組みの設定に向けた交渉を推進し、57（平成25年6月末現在）の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定し、外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換の実現を図っている。
- ・ 金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を整理・分析した結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた情報を、捜査機関等へ提供した。

平成24年中の提供件数は281,475件で、前年に比べ46,639件（19.9%）増加した。

#### **厚生労働省**

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、疑わしい取引に関する情報を積極的に活用するなど薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

#### **法務省**

- ・ 犯罪収益移転防止法第12条に基づき、マネー・ローンダリング犯罪及びその前提犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国検察庁へ周知した。

## B【施策の効果】

### 警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。

### 法務省

- ・ 薬物犯罪収益剥奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

## ②（薬物犯罪収益等の剥奪の徹底）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第6条及び第7条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用を努めた。

#### 法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応に努めるよう指示した。〔平成24年度予算555,496千円の内数〕
- ・ 平成24年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を63人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を241人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約3億8,271万円に上った。

## B【施策の効果】

### 警察庁・厚生労働省

- ・ 平成24年中、麻薬特例法の適用件数は、第6条が13件、第19条が17件であった。

### 警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の剥奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

## ③（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）

### A【施策の内容】

#### 警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して、金融機関等の特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施するなどし、疑わしい取引の届出の精緻化を図った。
- ・ 平成19年4月、F I Uが国家公安委員会・警察庁に移管されて以降、多数の外国F I Uとの間で疑わしい取引に関する情報に係る情報交換枠組みの設定に向けた交渉を推進し、57（平成25年6月末現在）の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定し、外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換の実現を図っている。

平成24年中の外国F I Uとの情報交換件数は、174件であった。

- ・ 第三次対日相互審査におけるF A T F（金融活動作業部会）からの指摘に対応し

た犯罪収益移転防止法の一部改正法案が第177回通常国会に提出され、平成23年4月に成立、平成25年4月に施行された。

## B【施策の効果】

### 警察庁

- ・平成24年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は886件で、そのうち薬物事犯については17件を検挙した。

## (3) 巧妙化する密売方法への対応

### A【施策の内容】

#### 警察庁

- ・組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。
- ・携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。
- ・平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」（以下「IHC」という。）からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。〔平成24年度予算175,506千円〕

#### 厚生労働省

- ・麻薬取締部においてインターネット監視による情報収集に努め、収集した情報を一元管理・分析することにより、効率的にインターネットを利用した密売事犯の摘発を実施した。
- ・インターネット関係団体との協力により改訂した「ガイドライン」に基づき、プロバイダ等に対して違法薬物の広告等の削除依頼を実施した。
- ・携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、効率的な捜査手法の活用に努め、取締りを実施した。

## B【施策の効果】

### 警察庁

- ・平成24年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は、25事件、サイトへの書込者ら36人を検挙した。
- ・平成24年中、IHCから、「規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」及び「規制薬物の広告」に関する情報について4,541件の通報を受けた。

警察では、IHCから通報される違法・有害情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、平成24年中は、IHCの情報をもとに規制薬物関連事件について89件を検挙した。

また、IHCではこれらの情報について、サイト管理者等に対して2,970件の削除依頼を行った。

#### 厚生労働省

- ・ 各関係機関の連携及び情報収集・分析体制の強化により、捜査協力体制の強化を図るとともに、違法薬物の広告等の削除依頼の実施により、携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対応した。

#### (4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

##### A【施策の内容】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを重点として推進した。

###### 厚生労働省

- ・ 注射器の不正流通等の取締りを推進した。
- ・ 麻薬取締部に相談窓口（相談専用回線・来所相談）を設け、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」（平成24年10月・11月）、「不正大麻・けし撲滅運動」（平成25年5月・6月）、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（平成25年6月20日～7月19日）を主催し、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭ビジョン等を活用した啓発活動を展開した。さらに「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」では、合法ハーブ等と称して販売される薬物を青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から、「違法ドラッグ」と位置付け、危険性・有害性等を中心に街頭キャンペーンや野球場・サッカー場等の電光掲示板等を活用した啓発活動を実施し、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」においても、同薬物の危険性・有害性等を中心に講演やトークショー等による啓発活動を実施した。〔平成24年度予算8,777千円〕

###### 財務省

- ・ 大麻種子の不法栽培等を阻止するため、大麻種子の水際取締りの徹底に努めた。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣し、講演会、税関見学会及び税関展等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示した。

##### B【施策の効果】

###### 警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りを重点的に推進し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。

###### 厚生労働省

- ・ 広報啓発活動を推進することで、薬物に関する正しい知識の普及に努め、薬物乱用を拒絶する気運の醸成を図った。

###### 財務省

- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の密輸阻止に一定の成果を挙げた。
- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成促進に貢献した。

## (5) 多様化する乱用薬物への対応

### A【施策の内容】

#### 警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察及び都道府県等薬務主管部局と連携を強化し、合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う販売業者への指導・警告の実施等を図った。

#### 警察庁

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の販売業者等に対して、指定薬物に係る薬事法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成24年中、76事件、112人を検挙した。
- ・ 啓発用のリーフレット等において、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物等に関する情報を提供し、新たな薬物の乱用拡大を防止するための啓発を行った。
- ・ 小学校、中学校、高等学校、大学等で開催された薬物乱用防止教室、講演会等へ職員を派遣し、児童生徒等に対して、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物等が社会へ与える影響、薬物の危険性・有害性等について広報啓発を行った。

#### 厚生労働省

- ・ 先進分析機器の麻薬取締部への配備に努めるとともに、新規乱用薬物に係る分析データの集積を進めるなど、鑑定機材の充実、鑑定技術の高度化を図るとともに分析データの関係機関への情報提供を行った。
- ・ インターネットの監視や製品の買上検査を通じて合法ハーブ等と称して販売される薬物の把握に努めるとともに、国内流通前の物質の指定も検討し、平成24年10月、12月及び平成25年4月大麻類似の成分である合成カンナビノイド24物質を含む52物質（国内流通前の10物質を含む）を新たに指定薬物に指定した。  
また、平成25年2月に、化学構造が類似した特定の物質群を一括して指定薬物として指定する方法（包括指定）を導入し、ナフトイルインドール骨格を有する合成カンナビノイドの一群（772物質）を包括的に指定した。（平成25年7月現在881物質を指定）。  
さらに、指定薬物として流通が継続し、かつ依存性、精神毒性等が確認された12物質を、平成24年7月、平成25年1月及び4月に新たに麻薬として指定し、一層厳格に規制した。
- ・ また、関係機関間で合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する情報の共有を図るなど関係機関との情報共有を推進した。
- ・ 薬務主管課長会議において、都道府県に対し、合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う事業者に対し立入検査などの具体的な取組を行うよう要請した。
- ・ 若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発読本を作成し、小学6年生保護者及び高校3年生に配布した。〔平成24年度予算18,249千円〕  
また、薬物乱用の恐ろしさについて、ラジオ、雑誌、携帯電話などの媒体を利用した啓発活動を行った。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用から、健康被害が多発している状況

を受けて、青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から、同薬物を「違法ドラッグ」と位置づけ、ポスター及びチラシを作成し、都道府県、関係機関及び薬剤師会を通じて、夏休み期間に青少年が多く立ち入る場所へ配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載し、利用を促進した。

また、新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度に啓発及び規制強化を周知する主旨のポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、利用を促した。

- ・ 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を開設し、指定薬物等に関連する健康被害事例等の収集、広報啓発ホームページ等を通じた消費者等への情報提供、及び消費者等からの相談対応を開始し、国民が一元的に指定薬物等の危険性・有害性等に関する情報にアクセスできるようにした。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の検査・分析を行う国や都道府県の関係機関が活用可能な、指定薬物等の分析情報を集約したデータベースを新たに構築することとし、それらの検査・分析体制の強化を図った。
- ・ 平成25年5月、薬事監視員等が指定薬物の疑いがある物品を収去できる規定の新設や麻薬取締官・麻薬取締員に対する指定薬物に係る取締権限の付与等を内容とする「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」が成立し、指定薬物に係る取締体制の強化が図られた。

#### **消費者庁**

- ・ 消費生活センターに寄せられる合法ハーブ等と称して販売される薬物の販売店等の情報について、取締担当部局に提供するよう依頼通知を発出した。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者等に対し、表示の是正等を要請する取組を行った。

#### **財務省**

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する輸入規制について、演説会や税関見学会等の機会を利用し、その危険性・有害性等について注意喚起を行った。
- ・ 関係機関より、合法ハーブ等と称して販売される薬物の検査・分析を行う際に活用可能な指定薬物等の分析情報の提供を受けるとともに、その情報を活用した分析の実施及び関係機関との連携体制の強化を図った。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・厚生労働省**

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う販売業者等に対する連携した指導・取締り等を推進した。

#### **警察庁**

- ・ 乱用拡大が懸念される合法ハーブ等と称して販売される薬物等について、様々な広報媒体を活用することにより、新たな乱用薬物に関する情報を効果的に周知するなどの確に対応した。

#### **厚生労働省**

- ・ 鑑定機器及び鑑定技術の高度化により、より迅速かつ正確な鑑定の実施を推進し



た。乱用のおそれのある新たな物質を指定薬物として規制し、関係機関との情報共有を強化するとともに、広報啓発を積極的に実施したことにより、多様化する薬物の乱用防止が図られた。

#### **消費者庁**

- ・ 消費生活センターに寄せられた情報を取締担当部局に提供した。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の通信販売サイトについて、特定商取引法に基づく集中的な取締りにより、その運営業者等に対して同販売サイトの閉鎖又は是正等の要請を行い、表示が是正されなかった37サイトの名称とURLを消費者庁ホームページで公表するなど、適切な通信販売に係る取引の確保を図った。

#### **財務省**

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の輸入規制について、講演会や税関見学会等を通じた注意喚起により、予防啓発の強化が図られた。
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する水際での確認に際して、関係機関より提供された分析情報を活用した分析の実施及び関係機関との連携体制の強化を図り、水際取締りを強化した。

### **(6) 正規流通への監督の徹底**

#### **A【施策の内容】**

##### **厚生労働省**

- ・ 医療用に使われる麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱事業者、薬局等への指導監督を実施した。  
特に向精神薬については、不正に薬物乱用者の手に渡ることがないように、医療機関等への指導監督・取締りを重点的に実施した。
- ・ 覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されることがないように、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないように、取扱業者等への指導監督・取締りを推進した。

#### **B【施策の効果】**

##### **厚生労働省**

- ・ 正規流通の麻薬等の指導・監督を徹底することにより、不正流出防止が図られた。

### **(7) 関係機関の連携強化**

#### **A【施策の内容】**

##### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めた。

##### **厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁**

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入

取締対策会議」等を通じて関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

#### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

#### **法務省**

- ・ 営利密輸入事犯等の裁判員裁判を念頭に、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判員として参加することを踏まえ、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張・立証のための様々な工夫を行った。

### **B【施策の効果】**

#### **厚生労働省**

- ・ 関係機関相互の連携を更に強化するため、地区麻薬取締協議会を開催したほか、各地区単位で積極的に情報交換を実施し、薬物犯罪対策・捜査手法等に関する情報を共有した。

#### **警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 情報交換等の推進により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。
- ・ 裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けた取組を推進した。

### **(8) その他（取締り・流通対策の徹底）**

#### **A【施策の内容】**

#### **法務省**

- ・ 関係機関間の合同取締りを推進するなどして、全国5,886か所の摘発を実施した。  
〔平成24年度予算15,482,831千円の内数〕

#### **B【施策の効果】**

#### **法務省**

- ・ 関係機関との連携による合同摘発の実施等により、不法残留者数は、平成25年1月1日現在では、前年より5,056人減少した62,009人となった。

#### **【まとめと今後の課題】**

薬物密売の中核的存在である暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅に向け、統一的戦略に基づいた取締りの推進、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策に加え、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を推進した結果、首領・幹部を含む暴力団関係者やイラン人等外国人密売組織関係者多数を薬物事犯で検挙し、多額の犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織に対して人的・資金的な面から一定の打撃を与えた。

その一方で、薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用した密売を行うなど、密売方法の巧妙化・潜在化・広域化の状況にある。

このため、外国人薬物密売組織の実態把握、関係機関の連携による取締りのほか、インターネットを利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を継続して推進する必要がある。

また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配慮し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていくことが必要である。

薬物需要の根絶においては、末端乱用者に対する取締りを推進し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員の横ばい傾向等により国内における根強い薬物需要とすそ野の広がりが懸念されることから、取締りを一層強化する必要がある。

合法ハーブ等と称して販売される薬物については、インターネット広告の監視や製品の買い上げ調査を通じて、その実態把握に努めるとともに、都道府県警察と都道府県等薬務主管部局が連携を強化して販売業者への指導・警告等を実施しつつ、取締りについても強化していく必要がある。また、新たに確認された幻覚等の作用を有する物質については、その製造、輸入、販売等を禁止するため、厚生労働大臣による指定薬物への指定の迅速化や新たな基本骨格に対する包括指定の導入を検討するとともに、新規乱用薬物に係る情報収集に努め、その情報の関係機関間での共有を図っていくことが重要である。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないように、医療機関や取扱事業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給源である薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

## 目標 4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

### (1) 密輸等の情報収集の強化

#### ① (民間からの情報収集の強化)

##### A 【施策の内容】

###### 警察庁・財務省

- ・ ホームページ等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報・警告を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

###### 警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

###### 財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。〔平成24年度予算11,468千円〕
- ・ 覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関ホームページやソーシャルメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

###### 海上保安庁

- ・ 密輸情報提供用リーフレット、ポスターの作成、工作船の一般公開等、あらゆる機会を利用して、薬物の水際阻止の重要性、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行ったほか、「海のもしものは118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけた。

##### B 【施策の効果】

###### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 情報窓口に対する国民の認識が広まったこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報を始めとする様々な参考情報が寄せられ、その情報を活用した薬物事犯の摘発を行い、情報収集活動の成果を挙げることができた。

## ②（国際的な情報収集の強化）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 「国連麻薬委員会（CND）」、「世界税関機構（WCO）監視委員会」、「アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）」、「国際協力薬物情報担当官会議（ADLOMICO）」、G8ローマ・リヨン・グループ等の国際会議において、各国における薬物取締状況の把握、薬物等の密輸動向及び取締対策に関する意見交換を積極的に行った。

#### 警察庁

- ・ 「薬物犯罪取締セミナー」及び「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催し、関係各国等と情報交換等を行うとともに、情報交換のコンタクトポイントの拡大等を行った。〔平成24年度予算12,611千円〕
- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成24年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。〔平成24年度予算6,834千円〕
- ・ 外国捜査機関との連携を強化し、情報交換を推進した。

#### 財務省

- ・ 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結に向けた取組を推進し、スペイン、ドイツ、ノルウェー及びブラジルと交渉を行うとともに、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。
- ・ 密輸情報の支援を一層促進するため、平成24年度関税法改正において、我が国税関が外国の税関当局へ提供した情報を一定条件の下、当該外国における刑事手続に使うことができるよう関税法第108条の2を改正した。
- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILOA/P）の情報交換ネットワークの積極的活用を努めた。
- ・ 各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、国際的な情報交換を積極的に行った。
- ・ 長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

#### 厚生労働省

- ・ 関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等をコンタクトポイントに薬物密輸出入事犯に関する関係国との情報交換を積極的に行った。
- ・ 薬物仕出国等に対し、平成24年中麻薬取締官のべ13名を派遣し、派遣先国における薬物乱用状況等の情報収集及び関係当局との間で情報共有に努めた。

#### 海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地となる可能性の高い国・地域へ専門家を派遣し、情報交換のためのコンタクトポイントの拡大を図るとともに、国際犯罪組織等の活動状況及び関係当局による取締施策等の情報を入手した。

## B【施策の効果】

### 警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等の機会を利用して、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。

## ③（組織・装備の強化）

### A【施策の内容】

#### 警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

#### 財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めた。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

#### 厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、情報収集体制の強化を図った。

#### 海上保安庁

- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成24年度には海上保安庁職員の増員や、夜間捜索監視能力の向上を図った巡視船艇・航空機等を整備した。  
〔平成24年度予算60,264,756千円〕
- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の資器材の充実強化を図った。〔平成24年度予算523,698千円〕

## B【施策の効果】

### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備を図ったこと等により、薬物密輸組織等に対する情報収集活動の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸組織等を摘発するなど、一定の成果を得た。

## ④（シグニチャー・アナリシス等の推進）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間において、最新の鑑定・分析方法に関する情報交換会議を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

#### 警察庁・財務省

- ・ 警察庁及び財務省間において、薬物密輸事犯に係る押収薬物の鑑定・分析方法及

び分析結果に関する情報の交換を図るとともに、押収薬物のシグニチャー・アナリシスの実施に関する共助に努めた。

#### **警察庁**

- ・ シグニチャー・アナリシスの精度を高めるため、分析方法の研究、開発を継続して行った。

#### **財務省**

- ・ 覚醒剤のプロファイリング技術向上のため、関係機関と連携して、分析方法及び分析結果の情報交換を図るとともに、より精度の高いプロファイル分析を可能とするための新たな分析手法の開発にも努めた。

#### **厚生労働省**

- ・ 薬物プロファイリング技術を有する関係国当局間と情報交換を行うことにより、薬物分析の国際ネットワークの構築を図った。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 関係機関の研究所等と協力し、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。また、関係国の当局との協力により、薬物分析に関する国際的ネットワークの構築の動きが促進された。

### **⑤（原料物質の輸出入対策・体制の充実）**

#### **A【施策の内容】**

##### **厚生労働省・経済産業省**

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）との間で情報交換を行うとともに、INCBの要請に基づき、麻薬新条約附表Ⅰ及び附表Ⅱに掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

##### **厚生労働省**

- ・ INCBが実施する輸出事前通告制度に参加することにより、INCBとの連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。
- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。

##### **経済産業省**

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき輸出審査を厳格に実施した。
- ・ INCBより公表されている「化学産業における自主的行動基準ガイドライン」の紹介をはじめ、国際取引における原料物質の押収状況等の国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。（平成24年度参加者数：66社108名）。

## B【施策の効果】

### 厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

### 経済産業省

- ・ 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

## (2) 密輸取締り体制の強化・充実

### ① (関係機関の連携強化)

#### A【施策の内容】

##### 警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

##### 財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

##### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

##### 総務省・財務省

- ・ 郵便事業株式会社（現日本郵便株式会社）に対し、薬物等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に提示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請した。

## B【施策の効果】

### 警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的に開催される会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有が進んだ。

また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、港での船舶乗組員等による覚醒剤密輸入事件を摘発したほか、航空機旅客による密輸入事犯を多数摘発するに至った。

さらに、郵便事業株式会社（現日本郵便株式会社）の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力が行われた。



## ②（海上、港湾等監視・取締体制の強化）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

#### 財務省

- ・ 密輸関連情報の収集・分析能力の向上を目的として、税関職員を海外取締当局主催の情報分析研修に参加させるなど取締職員の能力向上を図った。
- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、既存の資機材の有効活用を図り、監視取締体制の充実を図った。
- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について配備換えなどにより有効活用を図った。〔平成24年度予算6,988,258千円〕

#### 海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課等・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、海上保安庁職員の増員や夜間捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機等を整備した。〔平成24年度予算60,264,756千円〕
- ・ 中国等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、張込み等を実施した。

### B【施策の効果】

#### 財務省・厚生労働省・海上保安庁・警察庁

- ・ 巡視船艇、航空機及び取締機器を整備し、海上・沿岸、港湾等における監視・取締体制等の強化を図るとともに、関係機関の合同捜査等により、取締りの強化が図られた。

## ③（密輸リスクに対応した取締りの実施）

### A【施策の内容】

#### 警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

#### 財務省

- ・ 密輸関連情報の収集・分析能力の向上を目的として、税関職員を海外取締当局主催の情報分析研修に参加させるなど取締職員の能力向上を図った。
- ・ 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。〔平成24年度予算6,988,258千円〕
- ・ 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、予約情報等を活用し、

効果的・効率的な取締りを実施した。

- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。〔平成24年度予算6,988,258千円〕
- ・ 犯則調査センター（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集、監視取締体制の充実を図った。

#### **厚生労働省**

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に対処するべく、関係機関との情報交換を行い、取締体制の強化を図った。

#### **海上保安庁**

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課等・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞り込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 統一的戦略の強化、必要な人員の増員、効果的な資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸等に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、薬物密輸入事犯の検挙が増加するなど、一定の成果を得た。

#### **財務省**

- ・ 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、予約情報等を活用して、携帯品内等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発するなど相当の成果を上げた。

### **④（密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等）**

#### **A【施策の内容】**

#### **財務省**

- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。〔平成24年度予算6,988,258千円〕
- ・ 税関で使用する取締・検査機器について、現場のニーズに即した既存機器の改良や既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の確立等を目的とした調査・研究を実施した。
- ・ 監視取締車両等の必要な資機材の整備を図った。〔平成24年度予算2,697,029千円〕

#### **海上保安庁**

- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の資器材の充実強化を図った。〔平成24年度予算523,698千円〕

## B【施策の効果】

### 財務省・海上保安庁

- ・ 装備資機材の整備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

## ⑤（コントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関合同で、薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリバリーを実施した。

#### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ コントロールド・デリバリー捜査技法等を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

#### 警察庁

- ・ 覚醒剤の密輸・密売ルートの特長を明らかにするため、捜査において、押収した覚醒剤のシグニチャー・アナリシスの活用を推進した。

#### 財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

#### 厚生労働省

- ・ 「薬物微量成分分析に係る担当者意見交換会」において、新規技術の共有とともに、薬物の仕出地や流通ルートの特長を明らかにし、捜査への活用を行った。
- ・ 国際会議において、原料物質の仕出国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出国、中継国等の特長を明らかにした。
- ・ 関係省庁連携の下、新たな形態で密輸される薬物の発見及び追跡に関する捜査手法の情報共有を行った。

#### 海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

## B【施策の効果】

### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ コントロールド・デリバリー等の実施により、関係取締機関の有機的な連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明し、その構成員等を検挙した。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、その結果覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発に結びつけることができた。

## (3) 更なる密輸ルートの特長と海空路による密輸への対応の充実強化

## ①（関係機関の連携強化）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物が積み出されるおそれの高い国、地域と関連する船舶、貨物、人等に関する情報交換を実施した。

#### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換会等における意見・情報交換により、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図るなど、多様化する密輸ルートの解明のための関係機関の連携強化を推進した。

#### 総務省

- ・ 平成23年度に摘発された密輸薬物の仕出国の政府に対し、我が国における薬物の輸入制限について、郵便職員のほか利用者へも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出した。

### B【施策の効果】

#### 警察庁・総務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関との情報交換、合同監視・取締り及び訓練の実施により、多様化する密輸ルートに対処するための関係機関の連携が強化された。
- ・ 関係機関と要注意国から入国する密売組織員、運び屋、貨物等の情報交換を積極的に行った結果、携帯密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。
- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の政府から、利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底を実施する旨の回答を受けるなど、郵政関係機関相互間において一層の密輸防止の徹底が図られた。

## ②（薬物密輸組織の実態解明と取締方策の充実）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸入情報入手段階から捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めた。

#### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 洋上取引等による薬物の密輸入を想定した訓練を実施するなど、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

#### 財務省

- ・ 本邦への入国前に報告された船舶の乗組員等に関する情報を活用して、取締・検

査対象者の効果的な絞り込みを図った。

#### **海上保安庁**

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 関係機関と要注意国から入国する密売組織員、運び屋、貨物、要注意船舶、要注意船員等についての情報交換を積極的に行った結果、携帯密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。
- ・ コントロールド・デリバリーの実施や効果的なスクリーニングの実施により、多くの密輸事犯を摘発し、薬物密輸組織の構成員等の検挙に成果を挙げるとともに、関係取締機関の有機的な連携が促進された。

### **③（国際的な取締体制の構築）**

#### **A【施策の内容】**

#### **財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

#### **警察庁**

- ・ 仕出地及びその周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのため国際的な共同オペレーションの進展を図った。
- ・ 「薬物犯罪取締セミナー」及び「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催し、関係各国等の各取締機関等と薬物取締りに関する討議、研究を行うとともに、捜査協力体制の構築を図った。〔平成24年度予算12,611千円〕
- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成24年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。〔平成24年度予算6,834千円〕

#### **総務省**

- ・ 万国郵便連合（UPU）国際事務局に対し、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等への協力依頼を各加盟国の郵政事業体に周知するよう要請した。

#### **財務省**

- ・ 長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。
- ・ 各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（WCO）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO A/P）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。

- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。

#### **厚生労働省**

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ麻薬取締官を派遣する等、海外関係機関と積極的に意見交換等を行った。
- ・ 関係国における鑑定技術支援を実施し、協力関係の強化を図った。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・総務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートの関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立・強化が図られたことで、我が国向けに密輸出される薬物の取締りに関する派遣国・地域での意識が向上した。
- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。
- ・ 我が国からの要請を受け、万国郵便連合（U P U）国際事務局から、各加盟国及び郵便事業体に対し、回章（加盟国の郵政関係機関等からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）により周知が行われた。

### **（４）国際的な連携・協力の推進**

#### **①（グローバルな枠組みを通じた連携・協力の推進）**

#### **A【施策の内容】**

#### **警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 「第56会期国連麻薬委員会（CND）」、「第36回アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）」に参加し、不正薬物の供給阻止に必要な国内措置や国際協力に関する議論を積極的に行い、効果的な合成薬物対策や密輸対策等のために国際協力を更に推進する必要があることを強調し、国際機関による条約未規制物質の評価を進める必要があることを強調した。
- ・ また、特に第56会期国連麻薬委員会では、我が国が提案した新興薬物に係る国際的な情報交換の促進等の決議が採択された。また、我が国は代替開発に関する決議案の共同提案国となり、右決議も採択されるなど、国際的な供給削減の取組に貢献した。
- ・ 「国際協力薬物情報担当者会議（ADLOMICO）」や「世界税関機構（WCO）監視委員会」、G8ローマ・リヨン・グループ等の国際会議に出席し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事

務所（UNODC）等国際機関及び各国関係者等と積極的な意見交換を行った。

#### **警察庁**

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成24年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。〔平成24年度予算6,834千円〕
- ・ アジア・太平洋地域全体での薬物取締りに関する討議・研究を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等27か国・1地域・2国際機関の参加を得て「アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）」を開催した。〔平成24年度予算12,611千円〕

#### **海上保安庁**

- ・ 開発途上国を対象とした海上保安機関職員等の受入研修や、薬物取締りに携わる専門家の海外派遣を推進するなど、海外の関係機関等との連携・協力を強化した。

#### **財務省**

- ・ WCOと連携して諸外国税関との国際協働取締りを主導した。

#### **外務省**

- ・ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）への拠出を通じて、NPS（新興薬物）管理プロジェクトや大麻種子の市場分析、グローバルSMARTプログラム（合成麻薬モニタリング）等を実施した。〔平成24年予算、約81万ドル〕
- ・ けしの違法栽培・密輸が国際的に問題となっているアフガン及び周辺国に対しては、国連薬物犯罪事務所（UNODC）への拠出を通じて、国境管理支援、代替作物開発等を実施した。

### **B【施策の効果】**

#### **警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、合成薬物問題に関する国際的な認識を高め、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進に貢献した。
- ・ 各種国際会議において、仕出地、中継地等の関係国・地域と積極的な情報交換を実施することで薬物の密造・密輸組織等の動向に関する最新情報を得ることができ、我が国の麻薬原料物質等の薬物統制を検討する上で有益なものとなった。
- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。
- ・ 各種国際会議に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報交換をした。
- ・ 2012年、国連薬物犯罪事務所（UNODC）から、我が国の拠出プログラムの成果として、NPS（新興薬物）報告書やアンフェタミン型覚醒剤等に関するアジア太平洋地域版報告書が発表され、同報告書で公表された最新の情報を関係国が共有

することにより同地域の薬物対策が強化されるとともに、我が国自身の薬物乱用防止に大きく寄与した。また、アフガン及び周辺国の国境警備の強化や違法薬物の密輸対策にも成果をあげている。

## ②（我が国への主要な仕出地域との連携・協力の推進）

### A【施策の内容】

#### 警察庁・外務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 「第36回アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）」、「国際薬物取締会議極東地域作業グループ会合（IDEC/FERWG）」等の会議に参加し、効果的な薬物対策に必要な地域的取組を推進するための議論に参加し、我が国の知見の共有を図った。また、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等国際機関及び各国関係者と積極的な意見交換を行った。

#### 警察庁

- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」の開催を通じ、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進した。〔平成24年度予算12,611千円：警察庁〕
- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成24年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情交換を行った。〔平成24年度予算6,834千円：警察庁〕
- ・ アジア・中南米等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。

#### 海上保安庁

- ・ フィリピン等の東南アジア諸国に専門家を派遣し、海上保安機関職員に対する研修・訓練を実施した。また、同職員を招へいして、海上犯罪取締りに係る研修を実施した。
- ・ 東南アジアの関係機関から、薬物取締りに従事する専門家を招へいして会議を開催し、情報交換・意見交換を実施した。

#### 財務省

- ・ 東南アジア諸国、アフリカ諸国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナーを開催した。

### B【施策の効果】

#### 警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加により、関係各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化し、関係各国等取締機関からの情報を活用した薬物密輸事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。
- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。



- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

### ③（我が国への主要な仕出国等との二国間連携・協力）

#### A【施策の内容】

##### 警察庁・法務省

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

##### 警察庁

- ・ 国際刑事警察機構（ICPO）を通じ、関係各国等と捜査協力を行った。

##### 海上保安庁

- ・ フィリピン等の東南アジア諸国に専門家を派遣し、海上保安機関職員に対する研修・訓練を実施した。
- ・ 韓国、ロシア等の海上保安機関との間で薬物密輸等を議題とする会議の開催及び実務者交流を実施したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。

##### 厚生労働省

- ・ インドネシアに麻薬取締部鑑定官を派遣し、鑑定技術の支援を行った。

##### 財務省

- ・ 欧州の主要空港税関当局と不正薬物取締りに関する協力対話を行った。
- ・ 長期出張者等を派遣し、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のためのネットワークづくりに努めた。

#### B【施策の効果】

##### 警察庁・厚生労働省・海上保安庁・財務省

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。
- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報を得ることができた。
- ・ ICPOを通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入事犯を摘発した。
- ・ 外国税関からの情報等を活用し、水際で不正薬物密輸を摘発した。

#### 【まとめと今後の課題】

平成24年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、215件（前年比 - 36件、+14.3%）と減少、検挙人員は290人（+9人、+3.2%）と増加した。薬物事犯別では、覚醒剤事犯は127件（-62件、-32.8%）、179人（-43人、-19.4%）と減少、大麻事犯は50件（+16件、+47.1%）、69人（+35人、+102.9%）と増加しており、麻薬・向精

神薬事犯は37件（+10件）、41人（+17人）と増加した。

覚醒剤の密輸形態は、航空機旅客を利用した密輸入事犯が全体の摘発件数の大半を占め、その手口は、スーツケースの底を二重に細工するなどして隠匿するもの、嚙下等体内に隠匿するもの、土産物の箱内に隠匿するもの等である。

また、ここ数年、覚醒剤密輸入事犯の摘発は高水準で推移しているほか、外国人が摘発されることが多く、その国籍や仕出国・地域が多様化している。

こうした覚醒剤密輸事件の状況や末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえ、国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念されることから、更なる薬物犯罪組織の実態解明と取締り等水際対策の推進が必要である。

このため、国内の関係機関は緊密に連携しながら、多様化する密輸ルート of 解明と密輸の水際での阻止に向けた各種の取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、国際的な情報収集の強化、各種捜査手法の効果的活用、密輸の傾向に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、薬物問題の解決のためには、国内における取組みだけでは限界があることから、引き続き国際的な薬物の供給阻止に向けて、国際会議等への参加による意見交換や国際協力を推進していく必要がある。

近年、海外の覚醒剤の密造工場が摘発されており、製造国の多様化がうかがえ、これら密造に必要な前駆物質や、製造された覚醒剤は、国境を越え取引されていることから、今後も引き続き、関係各国の水際取締能力及び管理体制の向上を図るとともに、積極的に国際的な取締体制を構築していく必要がある。

また、麻薬原料の輸出についても、麻薬製造への使用を阻止するため、今後とも適切な貿易管理を実施する必要がある。更に、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、本邦での税関に差押えられた郵便物に関する情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

薬物対策に関する国際的な連携・協力については、薬物の供給地及び中継地となっている国・地域に対する技術協力により薬物分析能力の向上がみられるなど一定の成果が上がっているが、これらの国では依然として、薬物捜査員に係る薬物及びその取締りに関する基礎的知識の不足や薬物鑑定技術者に係る鑑定方法、鑑定経験の不足等が見られるほか、薬物取締りや鑑定に必要な装備資機材が十分でないなど、薬物取締能力及び薬物分析能力の向上を支援するため、今後も引き続き、国際支援を推進する必要がある。

国際機関に対する財政的支援や国際機関の活動に対する積極的参加を通じたアジア地域等における国際的な薬物犯罪取締り強化のための活動、開発途上国におけるNGOによる薬物乱用防止活動に対する国連支援募金の寄附を通じた支援等、各国の薬物乱用防止活動の推進に貢献したところ、引き続き前記のような薬物対策を推進していく。

[参考データ]

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙件数	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689
検挙人員	14,794	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
大麻	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
麻薬・向精神薬	530	635	606	611	542	601	429	375	346	341
あへん	55	68	13	27	47	21	28	23	12	6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
覚醒剤	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6
乾燥大麻	558.2	642.6	652.4	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8
大麻樹脂	323.9	327.5	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5
コカイン	2.5	85.5	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9
ヘロイン	5.1	0.0	0.1	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1
あへん	6.5	2.0	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2
MDMA等錠剤型合成麻薬	393,757	469,483	576,748	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注)「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	528	395	435	296	308	255	258	228	185	148
うち中学生	16	7	23	11	4	8	6	7	4	3
うち高校生	36	41	55	44	28	34	25	30	25	22

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	191	223	182	197	184	234	214	164	82	67
うち中学生	3	6	5	4	1	2	5	11	1	0
うち高校生	38	43	27	28	48	48	34	18	15	18

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	272	450	472	359	312	311	140	93	86	91
うち少年	29	67	66	32	24	26	8	1	8	1
うち20歳代	137	249	240	212	168	159	63	24	23	28

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	開催校数	5,166	6,155	6,680	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890
	開催率	22.5	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9
中学校	開催校数	5,864	6,039	6,220	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745
	開催率	53.4	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7
高等学校	開催校数	3,273	3,274	3,287	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850
	開催率	61.8	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2
中等教育学校	開催校数	9	7	4	11	8	16	22	29	32	34
	開催率	52.9	41.2	22.2	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙人員	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
うち再犯者数	7,907	6,840	7,438	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232
比率 (%)	53.4	55.2	54.9	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯の保護観察対象者の就職率

(人、%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
対象者	6,645	6,625	5,958	5,250	4,901	4,511	4,547	4,231	4,428	4,583
有職者	4,237	4,330	3,868	3,509	3,302	3,024	2,773	2,484	2,429	2,732
就職率 (%)	63.8	65.4	64.9	66.8	67.4	67.0	61.0	58.7	54.9	59.6

出典：法務省調べ

(注) 1 「対象者」には職業不詳は含まれない。

2 「有職者」には定収入のある無職者、学生、生徒、家事従事者は含まれない。

3 平成24年の数値は速報値である。

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙人員	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
うち暴力団関係者	6,097	5,458	6,888	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421
構成比 (%)	41.2	44.0	50.8	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
来日外国人検挙人員	915	678	630	714	730	693	664	601	536	469
うちイラン人	166	108	116	104	134	171	143	70	48	35
構成比 (%)	18.1	15.9	18.4	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
覚醒剤	件数	48	107	28	69	65	79	168	136	189	127
	人員	66	125	41	84	90	99	227	163	222	179
大麻	件数	224	201	147	122	72	83	46	25	34	50
	人員	256	230	153	130	76	90	49	26	34	69
麻薬・ 向精神薬	件数	60	64	29	38	60	42	54	33	27	37
	人員	62	77	23	44	67	53	59	33	24	41
あへん	件数	1	3	2	1	6	1	4	2	1	1
	人員	1	3	1	1	8	2	2	2	1	1
合計	件数	333	375	206	230	203	205	272	196	251	215
	人員	385	435	218	259	241	244	337	224	281	290

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ